

みちのく

発行 一般社団法人 青森県法人会連合会
 〒030-0823 青森市橋本二丁目13番5号
 電話 017 (775) 2580番
 FAX 017 (773) 5644番
 URL <http://www.aomori-hojinkai.or.jp/>
 年4回発行 (4. 7. 11. 1月) 創刊 昭和51年4月1日

200号
 令和8年1月1日

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である



岩木山 平川市

謹賀新年

令和八年 元旦

一般社団法人

青森県法人会連合会



公益社団法人 むつ法人会
 会長 村林達也



公益社団法人 黒石法人会
 会長 小山内柳一



公益社団法人 五所川原法人会
 会長 野呂賢一



公益社団法人 上十三法人会
 会長 益川毅



公益社団法人 弘前法人会
 会長 小山内康晴



公益社団法人 八戸法人会
 会長 横町俊明



公益社団法人 青森法人会
 会長 林均

令和8年度

税制改正提言事項の提言活動

全法連で策定した「令和8年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、県連正副会長による県知事・県議会議長および地元選出国会議員に対する提言活動を実施した。

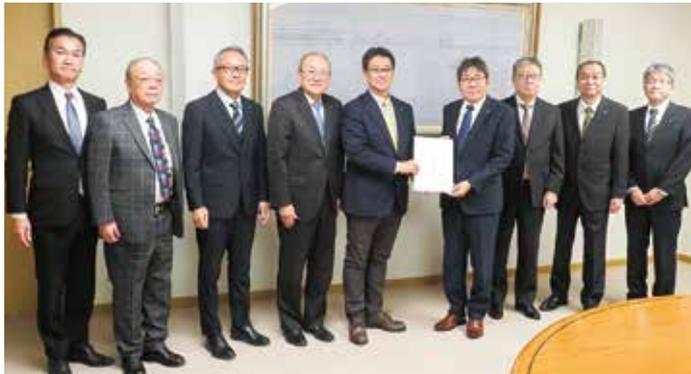
県知事・県議会議長に対する提言活動

青森県庁を訪問し、小谷知也副知事ほか総務部幹部および県議会の工藤慎康議長と面談した。

▼実施日 令和7年11月19日(水)

参加者

- 林 均会長、小山内康晴副会長、益川 毅副会長、野呂賢一副会長、小山内柳一副会長、村林達也副会長、今 良暢理事・税制委員長、佐々木伸夫理事



青森県 小谷副知事(右から4人目)

県選出国会議員に対する提言活動

衆議院

▼実施日

参加者

- 岡田華子議員と面談した。
- 令和7年11月17日(月)
- 小山内康晴副会長
- 船越規孝監事



岡田華子 衆議院議員



青森県議会 工藤議長(右から5人目)

令和8年度税制改正に関する提言(重点項目)

提言の詳細は全国法人会総連合のホームページに掲載しております

I 税・財政改革のあり方

- ・物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- ・大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際に機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
- ・事業主への過度な保険料負担を抑制し、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税制と社会保障を一括して議論。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず臆より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要があることの周知徹底。

II 経済活性化と中小企業対策

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

【中小企業の活性化に資する税制措置】

- ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化、適用所得金額を1,600万円程度に引き上げ
- ・中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置の拡充と本則化
- ・償却資産に対する固定資産税は、廃止を含めて見直し
- ・中小企業の事務負担、納税協力コストは年々増加しているので、負担軽減を図る

【事業承継税制の拡充】

- ・事業継続に資する相続は、事業従事を条件に他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する、本格的な事業承継税制の創設
- ・取引相場のない株式の評価を見直すにあたっては、上場株式と異なり換金性に乏しい点なども総合的に考慮する
- ・相続税、贈与税の納税猶予制度の一般措置の適用要件を大幅に緩和

【消費税への対応】

- ・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%控除可能)の延長
- ・小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の延長

III 地方税のあり方

【固定資産税の抜本的見直し】

- 都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すこと
- ・商業地等の宅地の評価
- ・家屋の評価
- ・償却資産の見直し
- ・免税点の大幅引き上げ
- ・土地の評価体制の一元化

【超過課税・法定外目的税】

法人企業に対して安易な課税は行うべきではない

【その他】

- ・国税電子申告と地方税の電子申告の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化
- ・森林環境譲与税の配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証

IV 地方のあり方

- ・東京一極集中の是正
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築

V 租税教育の充実

- ・学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある

第39回法人会全国青年の集い 山梨大会

慶祝

令和8年秋の黄綬褒章

暹理事 弘詔法人会副会長 須藤 朗孝氏

令和8年秋の旭日双光章

元暹副会長(上十三法人会) 白山 春男氏

国税庁長官納税表彰

暹連会長(青森法人会会長) 林 均氏

暹副会長(八戸法人会会長) 横町 俊明氏

仙台国税局長納税表彰

暹副会長(五所川原法人会) 野呂 賢一氏

暹理事(八戸法人会副会長) 佐々木伸夫氏

税務署長納税表彰

青森法人会 理事 大坂 功氏

八戸法人会 副会長 石橋 信雄氏

上十三法人会 副会長 菅 文昭氏

五所川原法人会 理事 山中 政広氏

むつ法人会 理事 菊池 陽子氏



令和7年11月20日～21日、「法人会全国青年の集い(山梨大会)」が盛大に開催された。本県からは、県青年部会連絡協議会 加藤範尚会長をはじめ、7単位の青年部会員19名が参加した。

20日には、青連協第2回定時連絡協議会、租税教育活動ブレゼンテーション、健康経営大賞、そして部会長ウエルカムパーティーが行われた。

翌21日午前には部会長サミットが開催され、「租税教育活動と法人会版健康経営プロジェクトの推進」について協議が行われた。午後には、榑

ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ 代表取締役社長 佐久間悟氏による「プロヴィンチア(地方クラブ)の挑戦」と題した講演があり、スポーツを通じた地域連携や健康経営について語られた。講演終了後の大会式典では、前日に行われた租税教育活動ブレゼンテーション・健康経営大賞の結果発表と表彰、さらに最優秀賞受賞者による事例発表が行われた。続いての部会員増強表彰では優秀成績会への表彰状の贈呈が行われた。(贈呈は省略されたが、本県は青森県連が奨励賞、青森法人会が優秀賞、弘前法人会・上十三法人会が奨励賞を受賞)

大会宣言では、大会スローガン「人は石垣 人は城 く光り輝く未来のために」のもと、仲間を増やし絆を深めながら志をひとつにし、次代を担う子供たちのため、そして日本社会の発展のために力強く前進することを誓った。

最後に大懇親会が開催され、全国の青年部会メンバー同士が交流を深め、親睦を図った。

東北六県法人会連合会 法人会台長サミット 運営協議会

令和7年11月28日(金)、仙台国際ホテルにおいて、来賓及び東北各県単位会会長・役員等合わせて116名が参加して開催された。うち本県からは林会長はじめ8名が参加した。

六県連の菅原裕典会長の開催挨拶のあと、第1部は、全法連専務理事の田中光史氏から、「全法連における健康経営委員会の設置と今後の方針、組織・厚生合同委員会の実施、法人会のデジタル化・DX」について報告があり、続いて、各県連から単位会の事業報告、福利厚生制度協力会社3社から推進状況の報告が行われた。青森県からは「八戸法人会が行っている会員増強に関する事業」について林会長と榎名専務理事が報告した。



第二部は、日本銀行仙台支店長の横堀裕二氏が「最近の金融経済情勢について」、仙台国税局長の谷口眞司氏が「最近の財政と税務行政について」と題して講演した。



また、納税表彰受表彰者披露、退任役員への感謝状贈呈などが行われた。

第3部は、アトラクションも交え賑やかに懇親会を行った。

中学生の「税についての作文」

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し全法連などが後援している「令和7年度中学生の『税についての作文』コンクール」で、おいらせ町立下田中学校3年の袴田陽太郎さんが青森県法人会連合会会長賞を受賞し、11月18日(火)、県連合会 益川 毅副会長が同校を訪問し表彰式を行った。

袴田さんの作文の題名は「身の回りに使われている税金」で、住んでいるおいらせ町が「住み心地ランキング」で上位にあり、その理由が子育てしやすい環境であると言われており、その環境を整えるために税金が使われていることに気が付いた。町の広報に載っている予算を調べ、いろいろな種類の税があることに驚き、税について関心を持ち、使い道について考えて見ると、通学途中の公園のベンチの補修、草木の剪定・整備、道路の工事、学校では教室のエアコン、タブレット購入などにも使われていることがわかった。

また、以前、ニュースで「少子高齢化が進み問題になっている」ことを知り、将来、税金を納める人が少なくなり、今まで受け取っていた医療費や給食費の無償化ができなくなるかもしれない、一人ひとりの大人の高齢者を支える負担が多くなると思った。



最後に「僕たちができることは、恵まれた環境の中で生活することができ、しっかりと勉強をしていくこと、快適に過ごせることに感謝しながら生活していきたい」と結んだ。

● 県税務課からのお知らせ ●

社会保障・税番号
(マイナンバー) 制度について

- 1 社会保障・税番号(マイナンバー) 制度の概要
 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー) 制度が導入され、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用されています。
 ●個人番号について
 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。
 ●法人番号について
 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 2 県税手続におけるポイント
 (1) 申告書等に番号を記載していただく必要があります。
 個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等をご提出いただく際には、個人番号や法人番号のご記入をお願いします。
 (2) 個人番号が記載された申告書等を提出する際は、本人確認が必要となります。

税の窓口で個人番号を記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

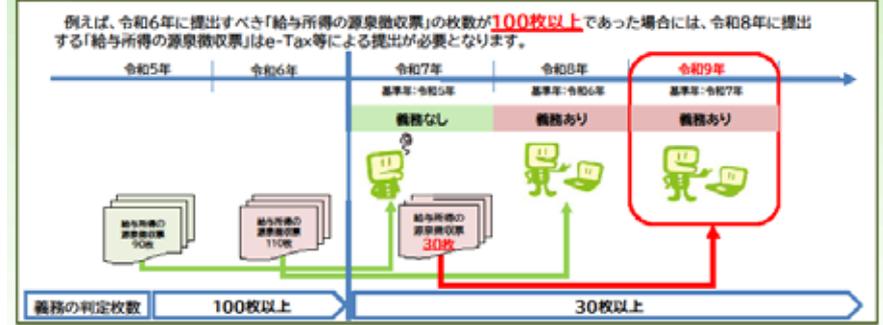
《本人確認を行うときに使用する書類の例》

1. マイナンバーカード(個人番号カード)【番号確認と身元確認】
 2. 通知カード【番号確認】+運転免許証、旅券(パスポート)など【身元確認】
- マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できるほか、e-TaxやeLTAX等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用できるICカードです。
 - 通知カードは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。(令和2年5月に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、番号確認のための本人確認書類として利用できます。)

※県税のマイナンバーに関する情報については、下記のホームページに掲載しております。詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。
県税・市町村税ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>

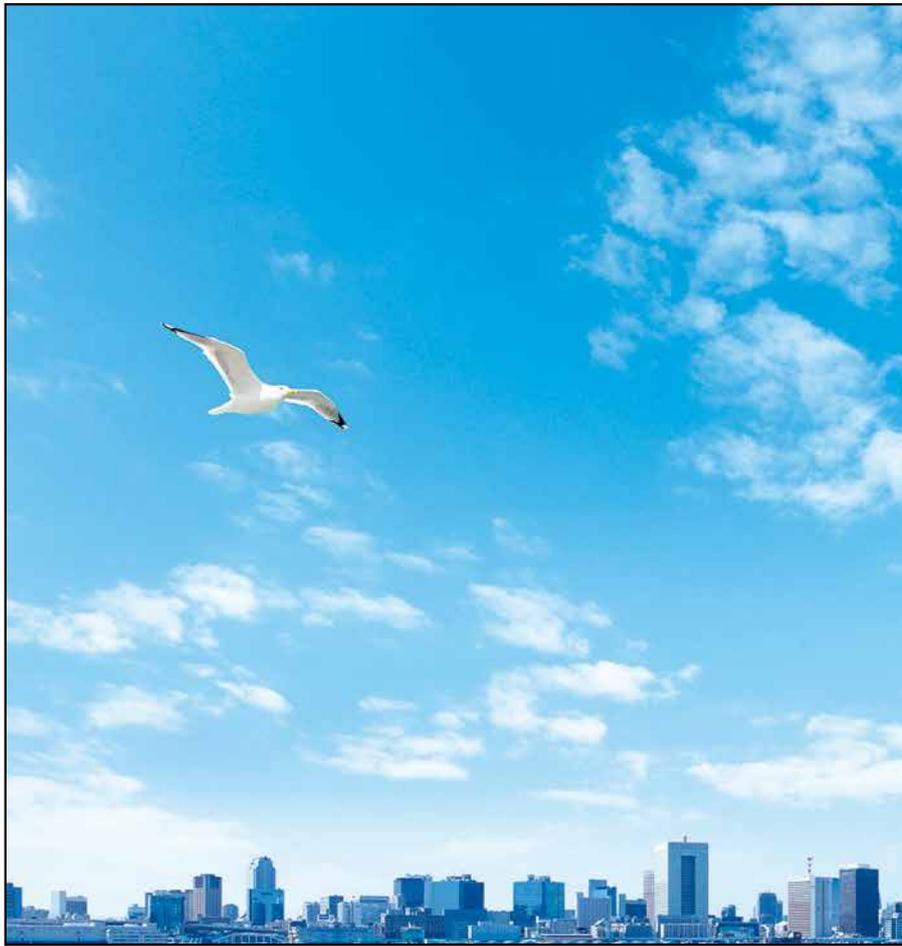
e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています!

法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。



義務化の基準が引き下げられます!
 令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。
 令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書のe-Tax等による提出が必要です。e-Tax等による提出のご準備をお願いします。
 ご提出には、特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)が便利です。(e-Tax等義務化) (eLTAX)

国税庁からのお知らせ



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 1971年に創設されました。
 想いをつないで50年。
 これからも会員のみなさまと共に歩み、
 企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
 お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 /
 青森県青森市奥野1-11-10(青森店舗1F)
 TEL 017-735-7030

AIG AIG損害保険株式会社

八戸支店/
 青森県八戸市三日町2(明治安田生命八戸ビル4F)
 TEL 0178-24-1271